

平成28年度行政事業レビューシート (内閣府)

事業名	総合特区計画に基づく支援措置に必要な経費			担当部局庁	地方創生推進事務局		作成責任者				
事業開始年度	平成23年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	-		参事官 森 宏之 参事官 佐藤 透				
会計区分	一般会計										
根拠法令(具体的な条項も記載)	総合特別区域法 (平成23年6月22日成立)			関係する計画、通知等	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)						
主要政策・施策	地方創生			主要経費	その他の事項経費						
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かすため、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施することで、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化を目的とする。										
事業概要(5行程度以内。別添可)	地域の包括的・戦略的な取組を、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置により、地域の実情に合わせて総合的に支援するとともに、総合特区ごとに組織される国と地方の協議会を通じて、プロジェクトの推進に必要な措置を講じるものである。 総合特区は、地域が目指す政策課題の解決に向けた取組に先駆性等が認められるものを総合特区として指定し、その考え方について、国際戦略総合特区にあっては、国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあっては、地域活性化方針としてそれぞれ定めた上で、必要となる規制の特例措置等の在り方について、国と地方の協議会を通じ、政府の各関係行政機関からの代替案の提示も含めプロジェクトの推進を図り、具体化した規制の特例措置等について、国際戦略総合特別区域計画又は地域活性化総合特別区域計画として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施するもの。 また、民間事業者による総合特区の取組みを推進するため、認定を受けた計画に資する事業を実施する事業者が指定金融機関から資金を借り入れる場合、利子補給金を支給するもの。(5年間、利子補給率0.7%)										
実施方法	直接実施、委託・請負、補助										
予算額・執行額(単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	315	472	613	691					
		補正予算	-	-	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-					
	計		315	472	613	691	0				
執行額		191	309	481							
執行率(%)		61%	65%	78%							
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標最終年度 32年度	
	平成27年度については5点満点中、3.8点以上を目標としている。達成度については、有識者委員の評価結果が確定していないため、現時点では判断することができない。 なお、平成27年度に評価方法の見直しを行ったことにより、平成25年度及び平成26年度において設定していた目標値が廃止され、設定根拠がなくなったため記載していない。		成果実績	点	-	-	-	-	-		
			目標値	点	-	-	3.8	-	3.8		
			達成度	%	-	-	-	-	-		
		総合特区事後評価(単年度評価)の結果における全特区の平均値									
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載 <input type="checkbox"/> チェック											
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	規制の特例措置について、第1次から第4次指定区域から「国と地方の協議」として提案された規制の特例措置に係るフォローアップにおいて、各省と提案の取組実現に向けて前向きに検討するに至った提案(法令等の改正が行われたもの、改正を今後行うもの、現行法令で対応できるものなど)件数の増加を目指す。			活動実績	件	332	348	-	-		
				当初見込み	件	-	-	-	-		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	X:執行額/Y:総合特区指定地域			単位当たりコスト	千円	3,973	6,434	10,013	-		
				計算式	X / Y	X(190,716千円)/Y(48地区)	X(308,846千円)/Y(48地区)	X(480,843千円)/Y(48地区)	-		

平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	謝礼金	5.7							
	職員旅費	2.7							
	委員等旅費	3.9							
	庁費	1.1							
	総合特別区域調査委託費	11.8							
	総合特区支援利子補給金	666							
計	691.2	0							
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	4. 地方創生の推進							
	施策	⑨総合特区の推進							
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 32 年度
		総合特区事後評価(単年度評価)の結果における全特区の平均値	実績値	点	-	-	-	-	-
			目標値	点	-	-	3.8	-	3.8
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	<p>・総合特区に指定された地域からの提案等に基づき、国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)し、国際競争力の向上又は地域力の向上を図る。</p> <p>・総合特区制度における税制支援措置として、特別償却又は投資税額控除(法人税の特例)、出資に係る所得控除(所得税の特例)の活用を図ることで、目標達成を目指す。</p>								
	改革項目	分野:	-	-					
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		-	成果実績		-	-	-	-	-
			目標値		-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		-	成果実績		-	-	-	-	-
			目標値		-	-	-	-	-
達成度			%	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-									

事業所管部局による点検・改善				
	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	総合特区は、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす重要な取組であり、国民や社会のニーズを的確に反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	総合特区は先進的取組を行う実現可能性の高い区域に国の資源を集中するもので、地方自治体等へ委任できる性格のものではない。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	閣議決定された日本再興戦略に位置づけられるなど、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	<p>利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。</p> <p>その他の費目は、総合特区の評価に係る経費であり、執行にあたって適正な手続きを経ている。</p>	
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。その他の費目は、総合特区の評価に係る経費であり、執行にあたって適正な手続きを経ている。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。その他の費目は、総合特区の評価に係る経費であり、執行にあたって適正な手続きを経ている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。その他の費目は、総合特区の評価に係る経費であり、執行にあたって最低限必要なものに限定している。	
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。その他の費目は、総合特区の評価に係る経費であり、執行にあたって最低限必要なものに限定している。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	有識者委員の評価結果が確定していないため、現時点では達成度を判断することができない。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	利子補給金においては「交付要綱」「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。総合特区の評価は、制度の運用の透明性・公平性・中立性を高めるために行っており、他の手段・方法は考えられない。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績については、年々件数が増加している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-	
	所管府省・部局名	事業番号		事業名
	-	-		-
	-	-		-
	-	-		-
	-	-		-
点検・改善結果	点検結果	総合特別区域法及び総合特別区域基本方針に規定された、総合特区の評価に係る経費の執行や総合特区推進のための民間事業者が金融機関から借り入れを行う際の利子補給に関する手続きを適正に行った。 今後も、地域の取組について、地域の実情に合わせて総合的、効率的な支援になるよう、実施状況や効果を踏まえ、適正に実施していく。		
	改善の方向性	利子補給金については、制度の周知等により着実に浸透が進んでいるところ。 本利子補給金は、融資後5年間を支給対象としており、過年度に締結した利子補給金に加え、新年度の新規契約があるため、利子補給金予算額の増加が見込まれる。利子補給金により、少ない予算で民間投資や雇用を誘発することが可能であり、引き続き本制度の活用を図ることとしたい。		

外部有識者の所見

--	--

行政事業レビュー推進チームの所見

--	--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

--	--

備考

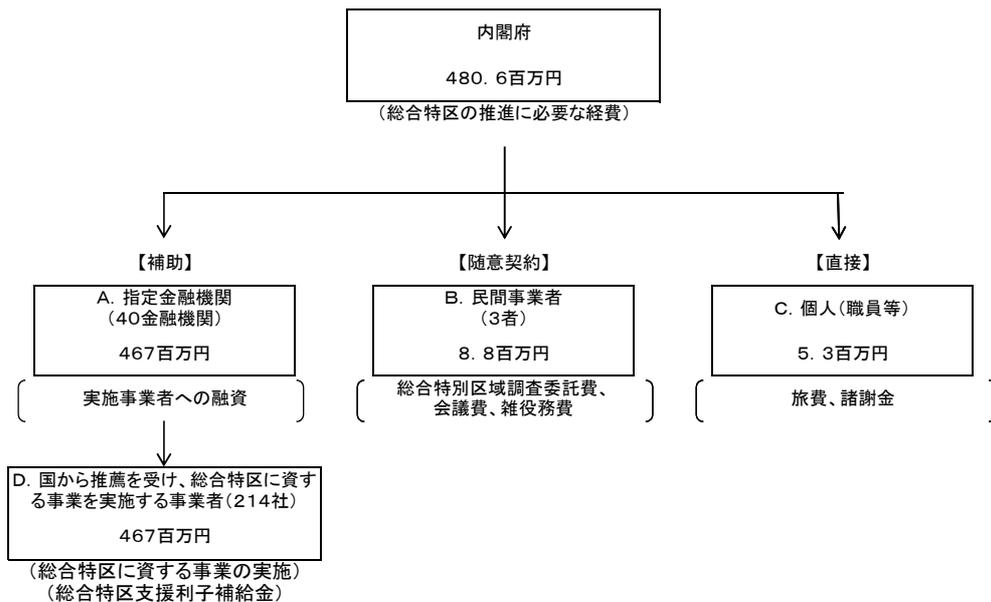
--	--

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	180	平成24年度	51	
平成25年度	32	平成26年度	33	平成27年度	29	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.株式会社日本政策投資銀行			B.(株)大和総研		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
利子補給金	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	97	総合特別区域調査委託費	経済波及効果調査	8.6
計		97	計		8.6
C.個人(職員等)			D.株式会社A		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委員等旅費	諸謝金及び委員等旅費	0.3	利子補給金	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	30
計		0.3	計		30

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社日本政策投資銀行	2010001120389	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	97	-	-	-	
2	株式会社三井住友銀行	5010001008813	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	70	-	-	-	
3	株式会社京都銀行	9130001000028	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	55	-	-	-	
4	沼津信用金庫	9080105000251	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	39	-	-	-	
5	株式会社静岡銀行	5080001002669	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	38	-	-	-	
6	株式会社三菱東京UFJ銀行	5010001008846	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	27	-	-	-	
7	株式会社大光銀行	5110001022754	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	20	-	-	-	
8	スルガ銀行株式会社	9080101000957	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	16	-	-	-	
9	浜松信用金庫	1080405000017	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	11	-	-	-	
10	京都信用金庫	9130005004512	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	10	-	-	-	

B.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)大和総研	5010601035884	経済波及効果調査	8.6	総合評価入札	2	-	
2	扶桑速記印刷(株)	9010001027784	速記料	0.1	-	-	-	
3	サントリービバレッジサービス(株)	6012401010323	会議費	0	-	-	-	

C.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A		諸謝金及び委員等旅費	0.3	-	-	-	
2	個人B		職員旅費	0.3	-	-	-	
3	個人C		諸謝金及び委員等旅費	0.3	-	-	-	
4	個人D		諸謝金及び委員等旅費	0.2	-	-	-	
5	個人E		諸謝金及び委員等旅費	0.2	-	-	-	
6	個人F		諸謝金及び委員等旅費	0.2	-	-	-	
7	個人G		諸謝金及び委員等旅費	0.2	-	-	-	
8	個人H		諸謝金及び委員等旅費	0.2	-	-	-	
9	個人I		職員旅費	0.2	-	-	-	
10	個人J		委員等旅費	0.2	-	-	-	

